

金融庁、サステナビリティ情報等の有報開示を求める改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

金融庁は2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」及び「記述情報の開示に関する原則」の一部の改正と改正案に対するパブリックコメントの結果を公表しました。

ポイント

- 2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告における提言を受け、「開示府令」等の改正が行われた。これにより、主に以下の事項について、有報等における開示が拡充されている。

サステナビリティに関する企業の取組の開示

- サステナビリティ全般に関する開示
- 人的資本、多様性に関する開示

コーポレート・ガバナンスに関する開示

- 取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況等
- サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の位置付け、他の公表書類の参照及びこれらと虚偽記載の責任の関係が明確化された。
- サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組を取りまとめ、「記述情報の開示に関する原則」を追加している。

■ 適用時期

2023年3月期に係る有報等から適用される。ただし、施行日（2023年1月31日）以後提出される有報等から早期適用可。

改正案からの主な変更点

項目	変更内容	条文
適用時期	早期適用が可能である旨の追加	附則第2条第3項
サステナビリティに関する考え方及び取組	記載時点の明確化：「当連結会計年度末」におけるサステナビリティに関する考え方及び取組を記載する	開示府令 記載上の注意（30-2）
	「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示が求められるものの、具体的な記載方法については詳細に規定しておらず、現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせずに、一体として記載することも考えられることから、開示原則の表現を修正	記述情報の開示に関する原則（望ましい開示に向けた取組）
多様性指標	<ul style="list-style-type: none"> - 記載時点の明確化：「当事業年度」の指標を記載する - 記載対象会社の明確化：「当事業年度」における指標を公表する義務がない場合には、開示省略が可能（「当事業年度」における指標の公表義務のある会社は、当該指標の公表前であっても有価証券報告書上で開示が求められる（「パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.11） 	開示府令 記載上の注意（29）d～f
	<ul style="list-style-type: none"> - 一定の場合、指標の算出方法に関する注記を求める旨追加 - 任意でより詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能であることの明確化 	企業内容等開示ガイドライン 5-16-3
将来情報の対象範囲	「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの「重要な」将来情報を対象とする旨を明確化	企業内容等開示ガイドライン 5-16-2
虚偽記載等の責任	<ul style="list-style-type: none"> - 直ちに虚偽記載等の責任を負わない場合の記載の明確化 	企業内容等開示ガイドライン 5-16-2
他の公表書類への参照	<ul style="list-style-type: none"> - 有報等の記載内容を補完する情報として他の書類を参照する場合、任意開示書類のみならず、他の法令や上場規則に基づき公表された書類（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）やウェブサイトも参照できる旨を明確化 - 他の公表書類への参照は、あくまで「補完」の位置づけであり、投資家が真に必要とする情報は有報等に記載する必要がある旨を明確化 	企業内容等開示ガイドライン 5-16-4
取締役会等の活動状況	企業統治に関し会社が任意に設置する委員会その他これに類するものが含まれること（ただし、指名委員会・報酬委員会に相当するものの以外の活動状況の記載は省略可能）を明確化	開示府令 記載上の注意(54)i
内部監査の状況等	上場会社等以外も記載を求める旨の追加	開示府令 記載上の注意(56)c(c)

経緯

2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「DWG報告」という）において、「サステナビリティに関する企業の取組の開示」、「コーポレート・ガバナンスに関する開示」などに関して、制度整備を行うべきとの提言がなされました。本改正は、当該提言を踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有報等」という）の記載事項について、以下の改正を行うものです。

1. 改正の概要

改正を踏まえた有報の概観は、以下のとおりです。

【図1】改正後の有報の概観

有価証券報告書 (主な項目)	第1部 企業情報	
	第1 企業の概況	
	● 従業員の状況 (充実)	多様性に関する指標の開示を追加
	第2 事業の状況	● 女性管理職比率 ● 男性の育児休業取得率 ● 男女の賃金の差異
	● 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	
● サステナビリティに関する考え方及び取組 (新設)	サステナビリティ情報の記載欄を新設	
● 事業等のリスク	● サステナビリティ全般	
● 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析等	● 人材育成方針、社内環境整備方針、これらに関する指標の内容ならびに当該指標を用いた目標および実績	
第3 設備の状況		
第4 提出会社の状況		
● コーポレート・ガバナンスの状況等 (充実)	以下の開示を追加	
第5 経理の状況	● 取締役会等の活動状況	
:	● 監査役会等の活動状況に関する「具体的な検討内容」	
	● 内部監査の実効性を確保するための取組	
	● 政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要	

(1) サステナビリティに関する企業の取組の開示

① サステナビリティ全般に関する開示

DWG報告では、国際的な動向を踏まえ、サステナビリティに関する企業の取組について、TCFDのフレームワークにおける4つの構成要素（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標と目標」）の枠で有報上開示すること（※1）や、投資家にわかりやすく投資判断に必要な情報を提供する観点から、核となるサステナビリティ情報をまとめて記載できる記載欄を新設することが提言されました。

これを受けて、次の改正がなされています（開示府令第二号様式「第二部 第2【事業の状況】」及び同様式 記載上の注意（以下「記載上の注意」という）(30-2)ab）。

<法令上記載が求められる事項>

当連結会計年度末における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、有報等に、【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄を新設し、以下を記載（※2）（※3）

(必須記載事項)

- 「ガバナンス」（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続）

- 「**リスク管理**」(サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程)

(重要性に応じて記載する事項)

- 「**戦略**」(短期、中期及び長期にわたり提出会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組)
- 「**指標及び目標**」(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する提出会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)

※1 DWG報告では、4つの構成要素の「枠」で開示すべきとされたが、本改正では具体的な記載方法については詳細に規定せず、現時点では構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも考えられることから、4つの構成要素に「基づき開示することが求められている」との文言に変更されている(記述情報の開示に関する原則)。

※2 サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられる(「記述情報の開示に関する原則」(注1))。

※3 記載すべき事項の全部又は一部を有報等の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる(後述②人的資本、多様性に関する開示も同様)。

② 人的資本、多様性に関する開示

DWG報告においては、国際的な動向等を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から、人的資本や多様性に関して、有報等の開示項目とすることが提言されました。

これを受けて、本改正では、以下の開示が拡充されています(記載上の注意(30-2)cd、(29)d~f)。

<法令上記載が求められる事項>

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(必須記載事項)

- 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を「**戦略**」において記載
- 上記で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「**指標及び目標**」において記載

【従業員の状況】

- 女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」(※1)及び「男女間賃金格差」(※2)を公表している提出会社及びその連結子会社に対して、これらの指標を記載
- 提出会社及び連結子会社が最近事業年度におけるこれらの指標を女性活躍推進法等の規定に基づき公表を行わなければならない会社に該当する場合には、開示が必須(記載上の注意(29)d~f但書)。

- ※1 育児・介護休業法に基づく数値の開示を選択した場合、同法施行規則71条の4のいずれの方法により算出したかを明示する（開示ガイドライン5-16-3）。
- ※2 労働者の人員数を労働時間を基に換算し算出している場合、その旨を注記する（開示ガイドライン5-16-3）。

③ サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組（「記述情報の開示に関する原則」）

サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組として、「記述情報の開示に関する原則—サステナビリティ情報の開示について—」が併せて公表されています。

本原則の主な内容は、以下のとおりです。

<考え方>

- サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである。

<望ましい開示に向けた取組>

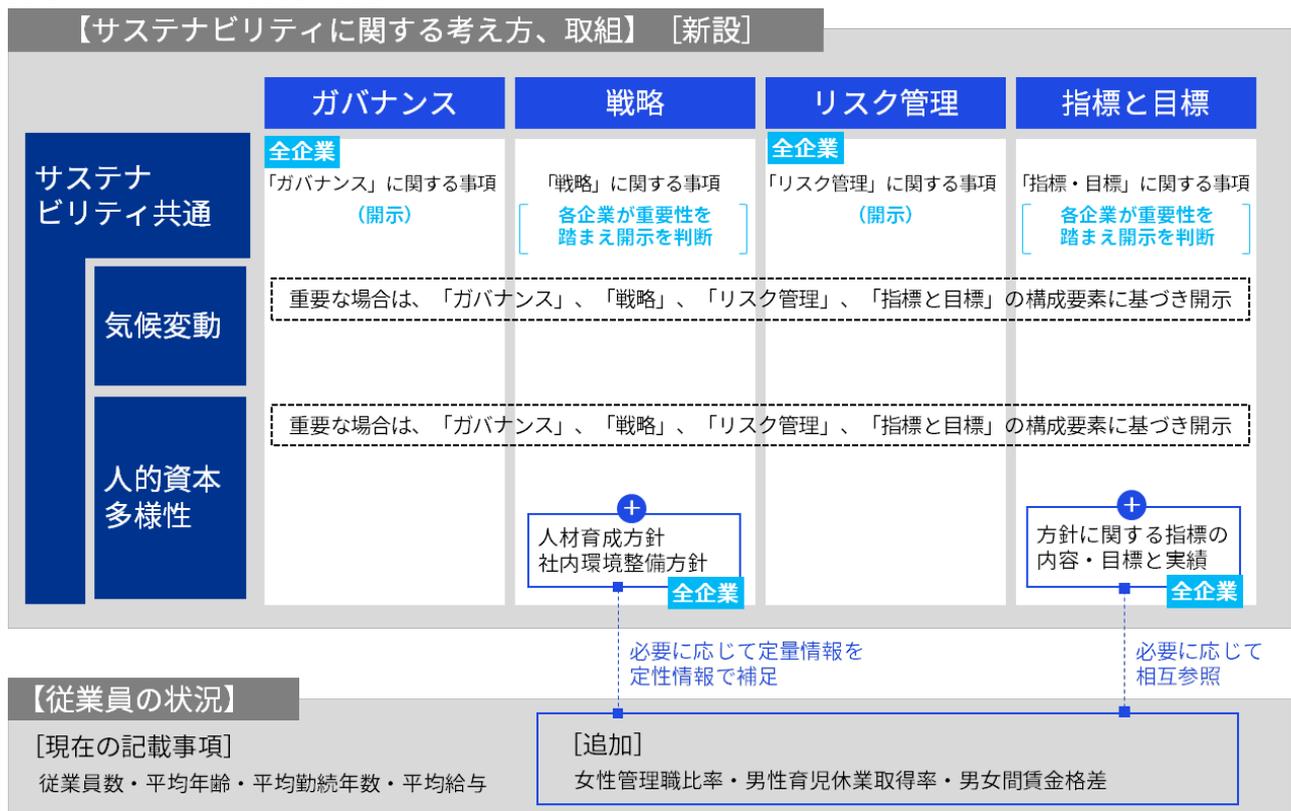
- 企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づき開示することが求められている。
- 「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示が期待される。
- 国内における具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられる。
- 気候変動対応が重要である場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであり、GHG排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1・Scope2のGHG排出量については、積極的な開示が期待される（※1）。
- 「女性管理職比率」等の多様性に関する指標について、連結グループにおける会社ごとの指標の記載に加えて、連結ベースの開示に努めるべきである。

- ※1 直近の連結会計年度に係る情報を記載する必要があるが、その記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられる。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要がある。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる（「パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.238-241）。

なお、サステナビリティ情報については、現在、国内外において、開示の基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる状況であるため、サステナビリティ情報の開示における「重要性（マテリアリティ）」の考え方を含めて、今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行うことを予定しているとされています。

以上を踏まえたサステナビリティ開示の概観は以下のとおりです。

【図2】 サステナビリティ開示の概観



(金融商品取引法に基づく男女間賃金格差の開示について (金融庁説明資料) 資料3をもとにあずさ監査法人にて加工)

④ 将来情報の記述と虚偽記載の責任及び他の公表書類の参照

サステナビリティ情報は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項であり、将来情報を含むこととなりますが、投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくないことがDWG報告にて提言されました。

これを受けて、以下の事項を明確化する「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正がなされています。

<ガイドラインで明確化された事項>

■ 将来情報の位置付け

「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項 (以下「将来情報」という) で有価証券報告書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合 (※1) には、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合でも直ちに虚偽記載等 (※2) の責任を負うものではない (5-16-2)

■ 他の公表書類への参照

サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載事項を有報等に記載した上で、補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照することができる (5-16-4)

■ 参照先の書類に関する責任

参照先の書類に明らかに重要な虚偽があることを知りながら参照する等、当該書類の参照自体が有報等の重要な虚偽記載等になり得る場合を除けば、単に参照先の書類の虚偽をもって直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではない（5-16-4）

- ※1 例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経た上で、その旨を検討された内容（例：当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。
- ※2 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること

他の公表書類の参照

他の公表書類を参照するにあたっては、主に以下の考え方が示されています（「パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」）。

- 任意に公表した書類のほか、他の法令や上場規則に基づき公表された書類（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）や、ウェブサイトへの参照も可能（No.234-237、257-261）。
- ウェブサイトを参照するにあたっては、更新の可能性がある場合にはその旨と予定時期を有報等に記載の上、参照先において更新箇所や更新日を明記する、また、有報等の公衆縦覧期間中は継続して閲覧可能とするなど、投資者に誤解を生じさせないような措置を講じること（No.257-261）。
- 前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられる。もっとも、将来公表予定の書類を参照する際は、投資者に理解しやすいよう公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれる。この点、国際的な動向等を踏まえて、今後検討していくことが重要である。（No.238-241）
- 参照先の書類内の情報は、参照方式の有価証券届出書における参照書類とは異なり、基本的には有価証券届出書の一部を構成しない（No.281-283）。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する開示

① 取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況

取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況に対する投資家の関心の高まり等を背景に、法定開示書類における開示がDWG報告にて提言されました。

これを受けて、本改正では以下の開示が拡充されています（記載上の注意(54)i）。

<法令上記載が求められる事項>

【コーポレート・ガバナンスの概要】

■ 取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況

最近事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会および報酬委員会、並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの（※1）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等）を記載（※2）

- ※1 企業統治に関し会社が任意に設置する委員会その他これに類するものうち、指名委員会・報酬委員会に相当するもの以外は省略可能
- ※2 補完する情報については、他の公表書類を参照することができる（開示ガイドライン 5-16-4）

② 監査の信頼性確保に関する開示

DWG報告では、監査の信頼性確保の観点から、監査役会等における実質的な活動状況やKAMについての監査役等の検討内容を開示項目とし、投資家と監査役等との対話を促進させていくことの重要性や、デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を有報等の開示項目とすべきであること等が提言されました。

これを受けて、本改正では、以下の開示が拡充されています（同記載上の注意(56)a(b)、b(c)、c(c)）。

<法令上記載が求められる事項>

【監査の状況】

■ 監査役監査の状況

最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会等の活動状況の開示項目のうち、従来の「主な検討事項」を「具体的な検討内容」に変更（※1）

■ 内部監査の状況等

内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載（※2）

※1 単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するために行った改正。開示内容は、DWG報告を踏まえ、DWG資料（第4回事務局説明資料）の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、企業において、投資家の投資判断や投資家との建設的な対話の観点から検討することが考えられる（「パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.299-301）。

※2 改正案を修正し、上場会社等以外においても記載を求めることとしている。

③ 政策保有株式等に関する開示

DWG報告では、投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましいこと等が提言されました。

これを受けて、本改正では、以下の開示が拡充されています（記載上の注意(58)d(e)）。

<法令上記載が求められる事項>

■ 【株式の保有状況】

保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を記載

(3) その他

EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な措置として代替方法による開示書類の提出を認めるため、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」の改正が行われています。

2. 適用時期・経過措置

公布の日（2023年1月31日）から施行することを予定しています。

- 開示府令の改正（上記2（1）（2））は、2023年4月1日から施行するものとし（附則第1条）、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用することとされています（附則第2条第1項）。ただし、施行日以後に提出される有報等から早期適用可能です（同条第3項）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.